		四　船積み前に、船長は荷送人から、貨物が覆いのある場所で３日以上外気に通じた状態で保管したものであることを示す書面の提出を受けること。 五　雨中において船積みをしないこと。 六　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八　甲板及び積載場所に隣接する区画における喫煙及び裸火の使用を禁止し、その旨を目立つ場所に表示すること。 九　２以上の自蔵式呼吸具を備えること。 十　航海中は積載場所を機械式通風装置を用いて連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合には、この限りではない。 十一　陸揚げ前に積載場所を機械式通風装置を用いて通風すること。 十二　通風装置の排気口は、貨物から発生する水素、リン化水素及びヒ化水素が居住区域に侵入することがないよう配置されていること。 十三　積載場所の空気中の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測するための防爆型の機器を船舶に備え、航海中定期的に計測し、計測記録を船内に保管すること。 十四　陸揚げ後は、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。
アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生物（アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済カソード、使用済ポットライナー及びアルミニウム塩スラグを含む。） UN3170	ALUMINIUM SMELTING BYPRODUCTS or ALUMINIUM REMESTING BYPROCUCTS UN3170	一　食品及び腐食性物質（液体）と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　船積み前に、船長は荷送人から、貨物が覆いのある場所で３日以上外気に通じた状態で保管したものであることを示す書面の提出を受けること。 五　雨中において荷役作業をしないこと。 六　荷役作業中は、荷役作業中は当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八　甲板及び積載場所に隣接する区画における喫煙及び裸火の使用を禁止し、その旨を目立つ場所に表示すること。 九　２以上の自蔵式呼吸具を備えること。 十　航海中は積載場所を機械式通風装置を用いて連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合には、この限りではない。 十一　通風装置の排気口は、貨物から発生する水素、アンモニア及びアセチレンが居住区域に侵入することがないよう配置されていること。 十二　陸揚げ前に積載場所を機械式通風装置を用いて通風すること。
		十三　積載場所の空気中の水素、アンモニア及びアセチレンの濃度を計測するための防爆型の機器を船舶に備え、航海中定期的に計測し、計測記録を船内に保管すること。 十四　陸揚げ後は、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。
コプラ（乾燥したもの） UN1363	COPRA (dry) UN1363	一　燃料油タンクその他の加熱面に隣接して積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 三　貨物を乾燥した状態に保ち、濡れた貨物は船積みしないこと。 四　船積み前に、船長は荷送人から、当該荷送人が船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより取得する次の事項を示す書面の提出を受けること。 イ　貨物が１ヶ月以上外気にさらしたものであること。 ロ　貨物の水分値が５％以下であること。 五　雨中において荷役作業をしないこと。 六　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八　積載場所及び当該場所に隣接する区画における喫煙及び裸火の使用を禁止し、その旨を目立つ場所に表示すること。 九　積載場所への立入りは、当該場所を通風し、空気中の酸素濃度の計測により危険がないことを確認しない限り、禁止すること。 十　積載場所を通風する場合は、貨物の表面のみを通風すること。 十一　航海中は貨物の温度を定期的に計測し、記録すること。
フェロシリコン UN1408 （ケイ素の含有率が30質量%以上90質量%未満のもの） （ブリケットを含む。）	FERROSILICON UN1408 with 30% or more but less than 90% silicon (including briquettes)	一　食品及び腐食性物質（液体）と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　船積み前に、船長は荷送人から、貨物が覆いのある場所で３日以上外気に通じた状態で保管したものであることを示す書面の提出を受けること。 五　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とすること。 六　雨中において船積みをしないこと。 七　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 八　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 九　積載中は積載場所を機械式通風装置を用いて連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合には、この限りではない。